

## 令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和貴
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年12月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 前年度からの指摘事項については、早急に改善に取り組むこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後は、評議員会へ議案を提出する際は必ず監事の同意及び議事録への記載により同意の事実を残しておく。</p>
2	<p>貸借対照表の勘定科目について、建物附属設備は建物に含むとされているにもかかわらず、建物とは別に計上されていた。</p> <p>については、「建物附属設備」は「建物」の科目に含めて計上すること。</p> <p>なお、本件は、前回も同様の口頭指摘をしており、改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第28条、別表3)(留意事項25(1)、別添3)(経理規程第11条、別表1)</p>	<p>令和7年度決算時において、建物附属設備は、建物に含めて計上する。</p>
3	<p>拠点区分及びサービス区分の名称について、計算書類に対する注記、計算書類及び計算書類の附属明細書(以下「計算書類に対する注記等」という。)に記載されている名称と経理規程第6条第4項に規定されている名称が相違していた。</p> <p>&lt;計算書類に対する注記等&gt;                      &lt;経理規程&gt;</p> <p>① 和貴拠点    ①ケアハウスかずき拠点</p> <p>② かずき本部会計                                      ②法人本部</p> <p>③ ケアハウス    ③ケアハウスかずき</p> <p>④ 障害者支援ヘルパーステーションかずき      ④障害福祉サービスヘルパーステーションかずき</p>	<p>令和8年度中に経理規程を改正し、計算書類に対する注記、計算書類及び計算書類の附属明細書の整合性を図る。</p>

	<p>については、拠点区分及びサービス区分の名称について、経理規程に規定されている名称と同一になるように計算書類に対する注記等を修正し、整合性を図ること。</p> <p>(経理規程第6条第4項)</p>									
4	<p>社会福祉法人は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、法人の当初予算編成時において前期末支払資金残高を0円としていることから、決算時に、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算と決算に差異が生じていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期末支払資金残高</td> <td>0</td> <td>51,215,826</td> <td>△51,215,826</td> </tr> </tbody> </table> <p>については、前年度決算が確定後にあっては、前期末支払資金残高の補正を行うこと。</p> <p>なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>また、本件は前回も、前々回も同様の文書指摘をしているにもかかわらず改善されていないため、改善されなかった原因を分析し、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項2(2))(経理規程第21条)</p>	勘定科目	予算	決算	差異	前期末支払資金残高	0	51,215,826	△51,215,826	<p>令和7年度決算確定後に前期末支払資金残高の補正を行う。</p>
勘定科目	予算	決算	差異							
前期末支払資金残高	0	51,215,826	△51,215,826							
5	<p>ケアハウスかずきサービス区分の当期末支払資金残高が、運営事業収入(措置費)の30%を超えていた。</p> <p>については、当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保されたうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立た結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営事業収入(措置費)の30%以下の保有とすること。</p> <p>なお、本件は前回も、前々回も同様の指摘(前回は文書指摘、前々回は口頭指摘)をしているにもかかわらず改善されていないので、改善されなかった原因を分析し、再発防止策を講じたうえで必ず改善すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当期末支払資金残高</th> <th>運営事業収入</th> <th>運営事業収入の30%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,292,611円</td> <td>60,059,647円</td> <td>18,017,894円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県長寿社会課長通知)(弾力運用局長通知4)</p>	当期末支払資金残高	運営事業収入	運営事業収入の30%	27,292,611円	60,059,647円	18,017,894円	<p>当期末支払資金残高が過大な保有とならないように、適正な施設運営を確保した上で、将来発生が見込まれる経費を計画的に積立て、当該年度の運営事業収入の30%以下の保有となるようにする。</p>		
当期末支払資金残高	運営事業収入	運営事業収入の30%								
27,292,611円	60,059,647円	18,017,894円								

6	<p>計算書類の附属明細書の拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書について、内部取引消去欄の左側に「合計」欄が記載されていなかった。</p> <p>については、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書は、定められた様式に従って適切に作成すること。</p> <p>なお、本件は、前回も同様の文書指摘をしており、一部の改善はされているものの不十分なため、定められた様式を再度確認し、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第30条)(運用上の取扱い26(2)別紙3(Ⅹ)、別紙3(Ⅺ))</p>	<p>拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書について定められた様式で作成する。</p>
7	<p>「ケアハウスかずきサービス区分」から「小規模多機能居宅介護サービス区分」に16,582,229円のサービス区分間貸付(借入)が行われているが、年度内補てんされていなかった。</p> <p>については、運営事業収入(措置費)の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであることから、繰り替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>なお、本件については、前回も前々回も同様の指摘(前回は文書指摘、前々回は口頭指摘)をしているが、改善されていないため、原因を分析し、再発防止策を講じたうえで必ず改善すること。</p> <p>(鳥取県長寿社会課長通知)(弾力運用局長通知5(2))</p>	<p>会計システム上、サービス区分間貸付科目の設定の誤りがあった。会計システムの修正を行い、今後サービス区分間貸付(借入)が発生する際にその都度補填が必要なサービス区分については年度内に補填する。</p>